

多面的機能支払制度に取り組む皆様へ

渇水時における応急措置について

多面的機能支払制度では、農地維持活動における異常気象時の対応として、渇水対策（応急措置）に交付金が活用できます。

活動範囲

- 番水等（渇水時の排水管理）の点検見回り
- 農地（田面、畦畔）の亀裂防止等のために行う、水の補水作業



応急措置として、移動式ポンプ等による配水が可能

主な支援対象

* 営農目的の支出は対象外

- 番水や補水作業に対して支払った日当
- 資材の購入代、ポンプや散水車等のリース代
- 光熱費、燃料代

留意点

- ①組織内の合意が必要（議事録等の保存）
- ②実績報告が必要（渇水対応の作業日報や活動写真等の保存）
- ③対象農地や水路は、活動計画書に位置付けられたもの
- ④他の補助事業との重複不可
- ⑤応急措置を実施した場合でも、活動要件を全て満たすことが必要

ただし、⑤については、「甚大な自然災害」の場合、特例措置*の適用が可能です。（*渇水の応急措置を行ったため、計画していた活動ができず、活動要件を満たすことが困難となっても、交付金の返還は免除されます。）
令和7年度の渇水は、「甚大な自然災害」として取り扱われます。
応急措置をご検討の際は、市町の担当課までご相談ください。

問い合わせ先

- 県 庁 農地整備課計画調整グループ（089-912-2539）
- 各市町村 多面的機能支払制度担当課

